

# 人事労務通信



社会保険労務士事務所  
人事労務センター  
〒812-0011  
福岡市博多区博多駅前4-33-11-702  
☎ 092-982-4188  
Fax 092-982-6170  
Eメール [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 秋の気配・吉野ヶ里歴史公園



久しぶりに吉野ヶ里歴史公園へ出かけました。この公園は、自宅から車で30分程度にある国立公園で、シニアだと年会費が2千円で、何度でも利用でき、駐車場が無料。1時間程度、歩いています。

今年は、猛暑の夏が続き、ちょっと出かける回数が減っていました。

この日は、少し涼しくなり、久しぶりにゆったりと歩けました。

吉野ヶ里歴史公園からの帰り道、うっすらと、夕焼け色に染まった秋空と涼しい風に、ほっとしました。

## 法改正情報 障害者差別解消法

令和6年4月1日から改正障害者差別解消法が施行されます。

これにより、ボランティア団体や個人事業主を含む事業者には、“合理的配慮”の提供が義務化されます。

“合理的配慮”とは、「障害のある人から、社会

の中にあるバリアを取り除くために何らかの対応を必要としているとの意思が伝えられたときに、負担が重すぎない範囲で対応することが求められる」というものです。

こうした改正障害者差別解消法の施行に向けて、事業者求められる取り組みや考え方を伝える説明会を全国6ブロックで開催します。

九州ブロックは、11月20日（月）15:30からオンラインで開催されます。

申し込みは、下記のURLから。

<https://forms.gle/2kgbJpHiLeFDrHb16>

締め切りは11月8日です。

また、障害者差別に関する相談窓口「つなぐ窓口」の試行事業が10月16日からスタートし、障害を理由とする差別に関する相談窓口が開設されました。

この「つなぐ窓口」は、各自治体・各府省庁等の相談窓口と連携して、障害者に対する差別の解消に向け、公正・中立な立場で、障害者・事業者双方の間に立ち、両者の相互理解や建設的対話を促しながら、事案の解決に努め、共生社会の実現を目指します。



## アジのカルパッチョ

近所の魚屋さんで「アジがうまいよ！」と声をかけられ、1匹買い求め、薄切りのお刺身にしてもらいました。

早速、サラダレタス、バジル、豆苗などを買い求め、あとは、冷蔵庫のジャガイモ、ニンジン、カボチャなどをうす切りにし



て素揚げ、ゆで卵。アジのカルパッチョの出来上がり。美味しくいただきました。



## 人事労務センター

社会保険労務士 大隈昭子  
TEL 092-982-4188  
FAX 092-982-6170

Eメール: [akiko@b-souken.com](mailto:akiko@b-souken.com)

## 介護保険制度と 介護保険料の徴収

### Q&A

Q：介護保険制度のしくみがよくわかりませんが、どのような制度ですか。

A：介護保険制度は、介護保険の被保険者が要介護認定や要支援認定を受けた時、介護サービスを受けることができる制度です。

Q：給与から介護保険料が控除されましたが、いつから控除されるのですか。

A：事業所に勤務され、健康保険の加入者の介護保険料は、「40歳に達したとき」より始まります。

Q：誕生日によって、徴収される月が変わると聞いたのですが？

A：「満40歳に達したとき」とは、年齢法により40歳の誕生日の前日のことであり、その日が属する月から介護保険料が徴収されます。各月の1日に生まれた方は、その前日が「達したとき」となり、誕生日の前月から介護保険料が徴収されることとなります。

Q：介護保険の被保険者の手続きはとっていませんが、保険料が控除されています。

A：介護保険の被保険者としての手続きは特にありません。事業所の賃金計算の際「40歳に達したとき」に自動的に控除されます。

Q：職場の先輩で介護保険料が控除されていない方がいますがどうしてですか

A：事業所に勤務され、健康保険の加入者の介護保険の被保険者は、40歳から64歳までで、第2号被保険者ですが、65歳以上になると、第1号被保険者となり、事業所での控除ではなく、市町村等に直接納付することとなります。

Q：第1号と2号では違いがあるのですか。

A：第1号被保険者は、要介護(要支援)状態のとき、第2号被保険者は、特定疾病による要介護(要支援)状態となった場合に介護保険が適用されます。

\* 詳細については、お気軽にお尋ねください

## 無料・労働・年金相談センター 福岡県社会保険労務士会

福岡県社会保険労務士会は、労働問題や年金に関する相談に社労士が対応する「総合労働相談室・年金相談センター」を開設し、無料相談に応じています。

この相談室は、労働者の方も経営者の方も、どなたでもご利用いただけ、新型コロナウイルス感染症の対応に関する労務管理・労働の相談も受け付けています。お気軽にご相談下さい。

開催日時は、毎週火曜日・木曜日(12時～18時)、第1土曜日・第3日曜日(10時～16時)  
祝日の場合は翌週に振り替えられます。

電話相談は、092-414-4864

対面相談：博多偕成ビル6階(住所：福岡市博多区博多駅東2-5-28) 事前予約が必要です。

### あとかき

すっかり秋めいてきました。

昼食のために立ち寄った中華飯店の駐車場に咲いていました。

名前を調べてみると「マンデビラ」。原産地は中央アメリカ～アルゼンチンの蔓性の植物で、つるを絡ませて伸びる様子から、「肩を組む友人同士の様」と花言葉は「固い友情」とのことです。



すっかり秋めいてきて、紅葉など山々の景色やくりや果物など、楽しみの多い季節になってきたように感じます。

と同時に、あと2カ月で、もうお正月がやってきます。

1年を振り返って、来年の抱負を考えてみる時期かもしれません。



人事労務センター  
ホームページURL

<http://roumu.b-souken.com>